

街路樹・公園樹維持管理計画
(個別施設計画)

令和 8 年 3 月

大阪市建設局

目次

はじめに.....	1
1) 本計画の位置づけ.....	1
2) 本計画で定める内容.....	2
3) 注意事項.....	2
1. 対象施設.....	3
1) 対象とする施設.....	3
2) 街路樹・公園樹の現状.....	3
3) 街路樹・公園樹の特性.....	3
2. 計画期間.....	4
3. 維持管理方針.....	5
1) 基本方針.....	5
2) PDCA サイクル.....	5
3) 対策の優先順位の考え方.....	5
4. 個別施設の状態等.....	6
5. 対策内容と実施時期.....	6
1) 点検.....	6
2) 剪定及び更新.....	7
3) 実施時期.....	13
6. 対策費用.....	13
【用語集】.....	14

1) 本計画の位置づけ

＜大阪市公共施設マネジメント基本方針＞

わが国の高度経済成長期に整備された公共施設が、今後、全国的にも集中的に更新時期を迎えます。そのため、国を挙げての維持管理体制の構築が進められています。

平成 25（2013）年 11 月には、国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、各施設を管理・所管するものがインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施したうえで、適切な措置を講じることが求められています。平成 26（2014）年 4 月には、総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、地方公共団体において、公共施設の現況や、総合的・計画的な管理に関する基本的な方針などを定める計画の策定が求められているところです。

本市においても、高度経済成長期に整備した公共施設が本格的な更新時期を迎えるにあたり、総合的かつ計画的な施設の維持管理を進めるうえでの基本的な方針として、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」を平成 27（2015）年 12 月に策定し、同方針（第 2 期計画）を令和 7（2025）年 3 月に策定しました。同方針は、本市の「公共施設等総合管理計画」であるとともに、関係省庁連絡会議において策定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「インフラ長寿命化計画（行動計画）」にあたるものです。

＜個別施設計画＞

インフラ施設は市民生活を支える重要な施設であり、安全性などの観点から、適切に維持管理を行う必要があります。

これまで、建設局ではいち早く施設の老朽化対策に取り組んできており、予防的な措置による維持管理を実施する施設については、定期点検を行いながら、計画的に維持管理・更新を推進する必要がありますので、それぞれの施設の特性に応じて維持管理計画を策定し、着実な取組を実施してきています。

本計画は、建設局の管理する「街路樹」及び「公園樹」を対象に、健全な樹木の保全育成を目的として策定した維持管理計画で、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」に基づく個別施設計画として位置づけています。

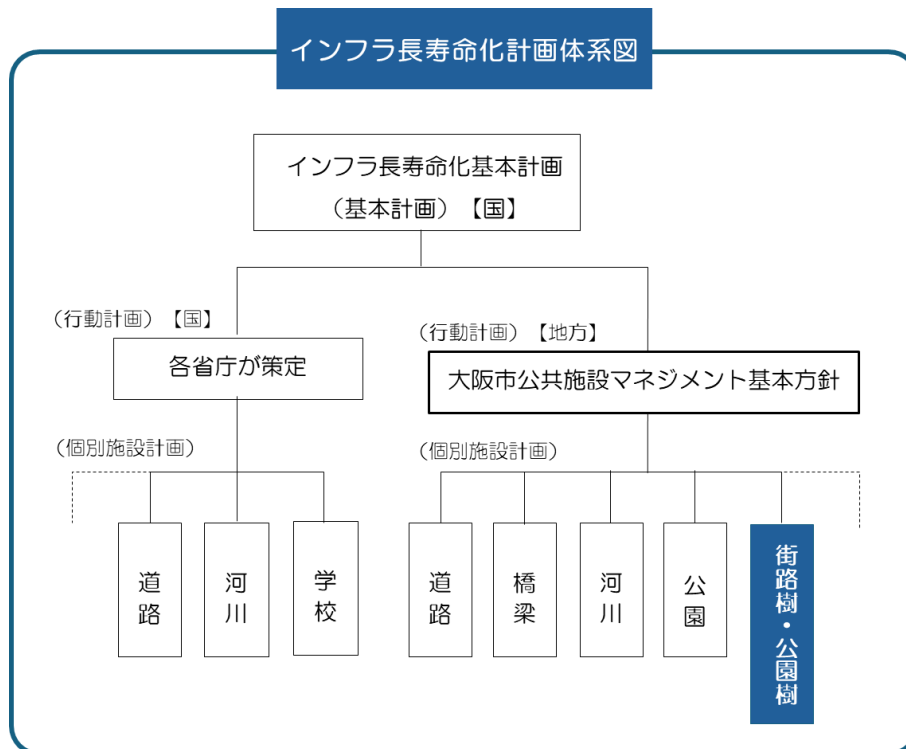


図 本計画の位置づけ

2) 本計画で定める内容

本計画では、次の事項について定めています。



3) 注意事項

本計画は、現時点の点検結果による想定であり、今後の定期的な点検・監視による見直しや社会状況によって変わる可能性があります。

1. 対象施設

1) 対象とする施設

本計画では、本市建設局管理の街路樹・公園樹を対象とします。

2) 街路樹・公園樹の現状

本市は、もともと、自然の緑に恵まれない中、早くから市街化が進展したため、緑やオープンスペースが少ない環境でした。そのため、大正末期以降、街路樹の植栽や公園の整備など、積極的に緑化を進めてきました。

現在、街路樹が植栽されている路線延長は約 800km（令和 8（2026）年 3 月時点）、公園樹が植栽されている公園数は 993 公園（令和 8（2026）年 3 月時点）となっています。これらの樹木は、都市景観を形成するとともに、市民生活に潤いや憩いを与え、都市の魅力を高めてきました。

一方、多くの街路樹・公園樹は、植栽後、時間が経過し、根上り、樹勢不良、枝の張り出しなどの生長に伴う課題が顕在化し、植栽環境にあわせた適切な維持管理を行うことが求められるようになってきています。また、気候変動や異常気象の顕在化、災害の激甚化・頻発化などの社会情勢の変化を踏まえ、都市インフラである街路樹や公園樹が、都市の安全性や快適性の確保などにおいて担う役割は、これまで以上に重要性を増しています。

3) 街路樹・公園樹の特性

【街路樹】

街路樹は、景観向上機能、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、防災機能をはじめ、多くの機能を有しています。街路樹の整備・管理においては、安全かつ円滑な道路交通を確保しながら、街路樹の機能を総合的に発揮させ、道路空間や地域の価値向上につなげることが重要です。

また、街路樹は、道路法第二条第二項により道路の付属物として位置づけられており、その生育条件に様々な制約があります。道路には、柵や標識などの道路付属物、電線などの空中施設が設置されており、さらに道路の地下にも、埋設物が設置されています。また、道路上の安全な通行を確保するために、道路構造令において建築限界が定められています。このように、街路樹は様々な制約の中で生育しています。



図 街路樹

【公園樹】

公園樹は、都市環境における気象緩和や大気浄化などの物理的機能や、景観構成やプライバシーの確保等の視覚的・心理的機能のほか、記念樹やランドマークとなる植栽等の文化的象徴としての機能など、多くの機能を有しています。公園樹は、その公園や地域の性格や印象に関わる重要な施設であるため、公園樹の整備・管理においては、公園利用における安全性などを確保しながら、公園樹としての機能を総合的に発揮させ、公園さらには地域の魅力向上につなげることが重要です。



図 公園樹

2. 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度～令和17（2035）年度までの10年間とします。

3. 維持管理方針

1) 基本方針

街路樹や公園樹は、安全性を確保しつつ、CO2 吸収や景観形成などの樹木がもつ機能を最大限に発揮できるよう、健全で活力ある樹木の育成を目的とした予防保全型の管理を実施します。

2) PDCA サイクル

本計画に基づき、街路樹・公園樹の維持管理を着実に実施するとともに、都市の安全性や快適性の確保に資するため、計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルを確立します。

メンテナンスサイクルを繰り返す中で、維持管理のノウハウを蓄積し、点検・診断方法や対策の効果検証などを進め、PDCA の考え方にに基づき運用状況の評価・改善を行い、計画の見直しによる維持管理計画の一層の充実を図ります。

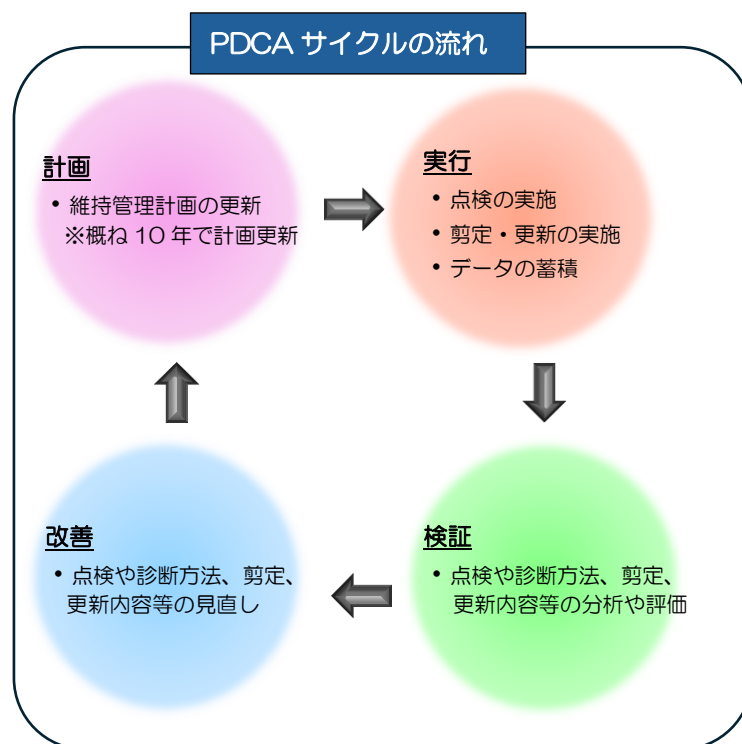


図 PDCA サイクルについて

3) 対策の優先順位の考え方

点検結果をもとに、道路通行や公園利用上の安全安心を確保することを最優先に、適切かつ効率的な維持管理を実施します。特に、街路樹は、建築限界などを踏まえた道路通行の安全確保を、公園樹は、公園利用者の安全確保に加え、民地や道路に接する公園外周部の安全確保に配慮します。

また、樹木がもつ機能や効用を最大限に発揮できるよう、計画的に適時適切な剪定を実施するなど、健全な樹木の保全育成に取り組みます。

4. 個別施設の状態等

街路樹・公園樹の状態等については、定期的な点検等により把握しています。

令和6（2024）年度調査において、公園樹（高木）は、下図のとおり健全又は健全に近い樹木の割合は約95%となっています。

なお、街路樹は令和7（2025）年度に調査を実施しましたので、集計結果がまとも次第、本計画に反映します。

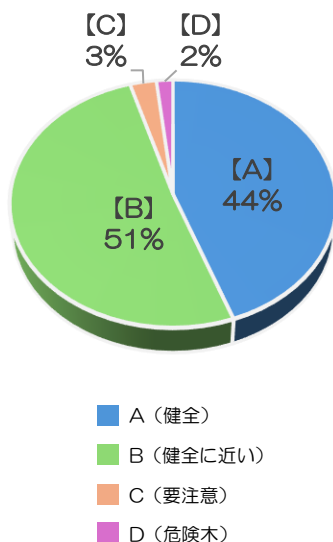


表 健全度判定の評価基準の考え方

ランク	評価基準
A	全体的に健全である。
B	全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。
C	全体的に劣化が進行している。
D	全体的に顕著な劣化である。

出典：公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】
（令和7年3月 国土交通省都市局）

図 公園樹（高木）の状態

5. 対策内容と実施時期

1) 点検

街路樹及び公園樹を起因とした市民の生命・財産に関わる事故を未然に防止するとともに、樹木の機能を最大限に発揮させるよう、「樹木点検マニュアル」（令和8（2026）年4月大阪市建設局）に基づき、以下のとおり点検を行います。

<巡視点検>

高木・中低木を対象に、安全上の支障となる樹木等の異常やそれに繋がる兆候及び倒伏・落枝の危険性の有無を確認するために、街路樹は年2回、公園樹は年5回の頻度で巡視点検を行います。

<樹木点検>

高木を対象に、徒歩で目視及び触診を行い、樹木の異常、道路及び公園利用者への危険を及ぼす異常や兆候を抽出する点検で、樹木活力の異常に対して、倒伏・落枝の発生危険性を確認するため、3年に1回の頻度で簡易な外観調査を行います。点検により、維持管理の措置が必要な樹木や、樹木医資格を有する者が診断を行う「樹木医診断」が必要な樹木を抽出します。

<樹木医診断>

樹木点検やフォローアップ点検で確認された、樹木の形状、活力の異常、生育条件などを考慮した上で、「外観診断」及び「機器診断」により倒伏・落枝が発生する危険性を確認する点検です。



図 外観診断の様子



図 機器診断の様子

<フォローアップ点検>

特に前回の点検や診断時に変状や異常が見られた箇所に着目し、基本的に年1回進行状況等を確認します。

2) 剪定及び更新

① 剪定

剪定は樹木の樹高や樹形の維持の他、不要な枝を取り除くことで風通しや日当たりの改善、成育の促進のために行います。その目的や樹種により適切な時期に、骨格剪定や不要枝剪定などの剪定作業を行います。

【骨格剪定】

- 樹木の大きさをコントロールする剪定
- 目標樹形・樹高を設定し、樹種や植栽環境に応じて1～5年に1回程度の頻度で骨格剪定を行うことで、樹勢を弱らせる強めの剪定によらずに樹形を維持し、健全な樹木の育成に寄与するとともに、管理作業が計画的に行えるようになります。

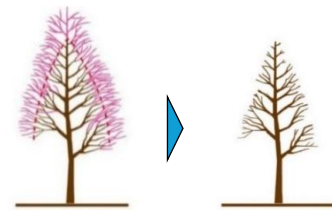


図 骨格剪定のイメージ

【不要枝剪定】

- 樹木の樹形を整え美しく維持するため、混みすぎた徒長枝や樹木の生育上不要な枝を除去するなどの細やかな剪定
- 健全な樹木の育成に加え、見通しの確保や景観・快適性の向上に寄与
- 景観向上や緑陰形成に寄与する一定水準の樹形を形成するためには、1年に1回程度（骨格剪定を行わない年）の不要枝剪定を実施



図 不要枝剪定のイメージ

【街路樹】

街路樹は、道路構造令において車道 4.5m、歩道 2.5m の建築限界が定められているほか、道路の柵や標識、電線等と隣接するなど、さまざまな制約の中で生育しています。そのため、街路樹を維持管理するにあたっては、歩道幅や樹種によって異なる自然樹形を考慮した目標樹形・樹高を定め、適切な頻度で剪定し、空間に適した大きさを維持します。

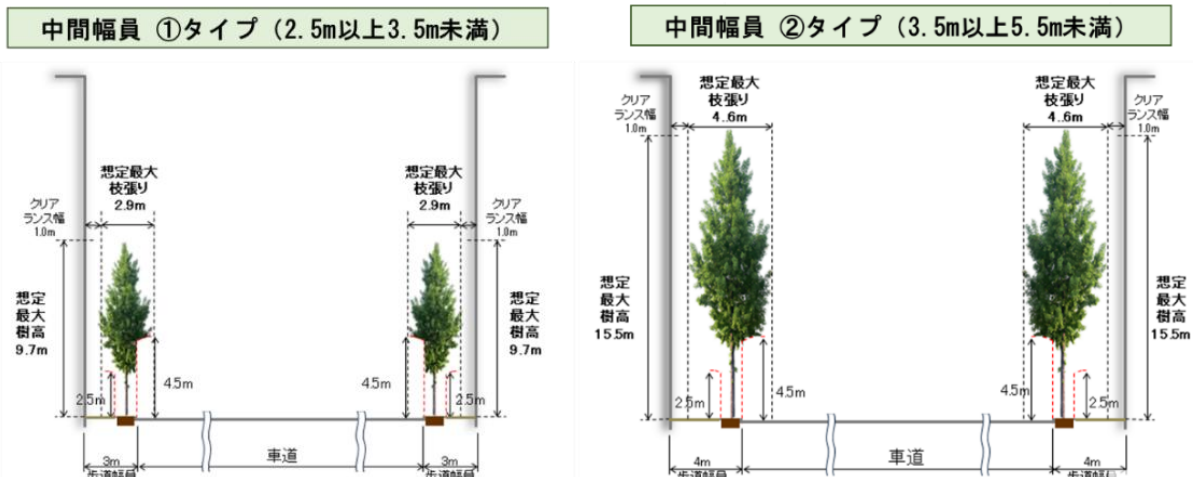


図 歩道幅員タイプ別の目標樹形 模式イメージ図

表 剪定頻度（落葉樹の場合）のイメージ

樹種分類		幅員タイプ		骨格剪定の頻度
生長の早い樹種	イチョウ、 トウカエデ、 ケヤキ等	狭幅員	2.5m 未満	1年に1回
		中間幅員①	2.5m～3.5m 未満	
		中間幅員②	3.5m～5.5m 未満	3年に1回
		広幅員	5.5m 以上	
生長の遅い樹種	ハナミズキ等	狭幅員	2.5m 未満	1年に1回
		中間幅員①	2.5m～3.5m 未満	
		中間幅員②	3.5m～5.5m 未満	3年に1回
		広幅員	5.5m 以上	

表 剪定頻度（常緑樹の場合）のイメージ

樹種分類		幅員タイプ		骨格剪定の頻度
生長の早い樹種	クスノキ、 アラカシ、 シラカシ等	狭幅員	2.5m 未満	1年に1回
		中間幅員①	2.5m～3.5m 未満	
		中間幅員②	3.5m～5.5m 未満	3年に1回
		広幅員	5.5m 以上	
生長の遅い樹種	クロガネモチ等	狭幅員	2.5m 未満	1年に1回
		中間幅員①	2.5m～3.5m 未満	
		中間幅員②	3.5m～5.5m 未満	3年に1回
		広幅員	5.5m 以上	

さらに、重点的な実施箇所として、右図に示す箇所を対象に、骨格剪定に加え1年に1回程度の不要枝剪定を行い、美しい樹形や豊かな緑陰を形成することで、都市の景観・快適性向上を図ります。

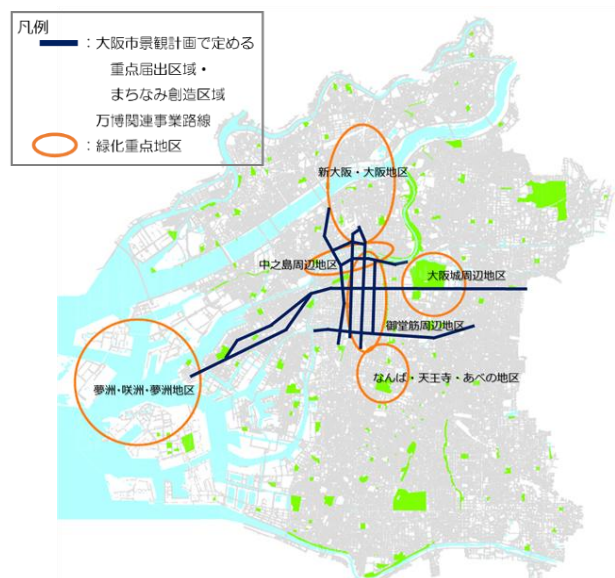


図 重点的な実施箇所

【公園樹】

公園樹の維持管理にあたっては、街路樹と異なり、植栽された場所によって目的が異なることから、基本的には自然樹形に近い状態で育成し、周辺環境も踏まえつつ、公園内の植栽場所に応じた剪定方針等を定め、適切な剪定頻度を設定します。



図 公園樹の植栽箇所のイメージ

表 公園樹の植栽場所に応じた剪定方針の設定

植栽場所	基本的な考え方
① 外周植栽	隣接地への越境など、周辺環境へ影響を及ぼさないよう配慮しつつ、樹木を健全に育成する視点から、周辺状況にあわせて目標樹形・樹高を設定し、これに基づいた剪定を行います。
② 一般園地	外周植栽に比べ、植栽環境に制約がないことから、原則、自然樹形を基本とすることとし、樹木を健全に保全育成していきます。なお、これら一般園地の植栽樹木の樹高については、高所作業車による剪定管理を考慮したうえで剪定方針を設定し、保全育成する必要があります。

表 外周植栽（道路側・民地側）の剪定頻度イメージ

部位	骨格剪定の剪定頻度
出入口	3年に1回
敷地外周(道路側)	
敷地外周(民地側)	

表 一般園地（遊び場・広場、園路・通路等）の剪定頻度のイメージ

部位	骨格剪定の剪定頻度
園路・通路	3～5年に1回
遊び場・広場	
休憩場所	
景観木、シンボルツリー	

さらに、重点的な実施箇所として、右図に示す箇所を対象に、骨格剪定に加え1年に1回程度の不要枝剪定を行い、美しい樹形や豊かな緑陰を形成することで、都市の景観・快適性向上を図ります。

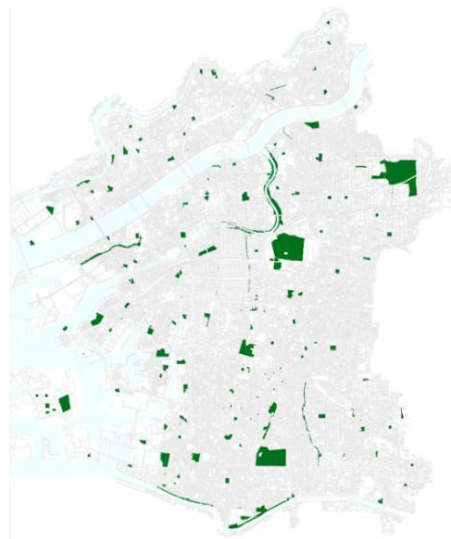


図 重点的な実施箇所

② 更新

樹木の健全性・植栽環境を踏まえたうえで、点検等により得られたデータをもとに計画的に樹木を更新するとともに、配置の適正化に取り組みます。

【街路樹】

基本的には、老木化などにより健全度が低下した段階で更新を図ります。また、大木化し強めの選定を実施しなければ、道路区域内で目標樹形・樹高を維持することが困難になった場合においても、計画的な樹木更新を実施します。

道路空間や周辺環境に対して大きくなりすぎることや、植栽間隔が狭いことなどから、十分な植栽環境が確保できていない街路樹や、歩道幅員が狭く、十分な有効幅員が確保できていない街路樹について、樹木の更新にあたり道路空間への適正配置の見直しを図ります。

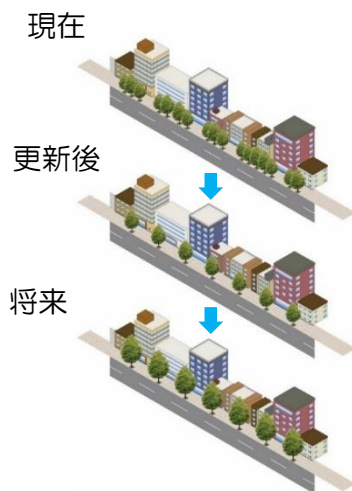


図 街路樹の更新と配置の適正化イメージ

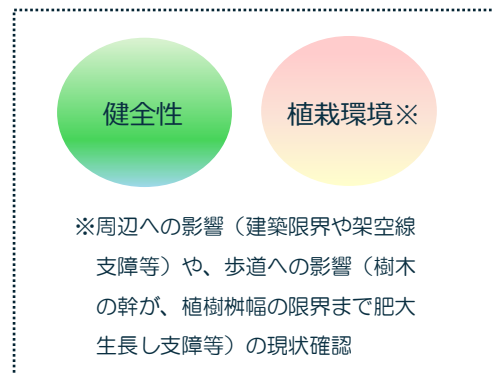


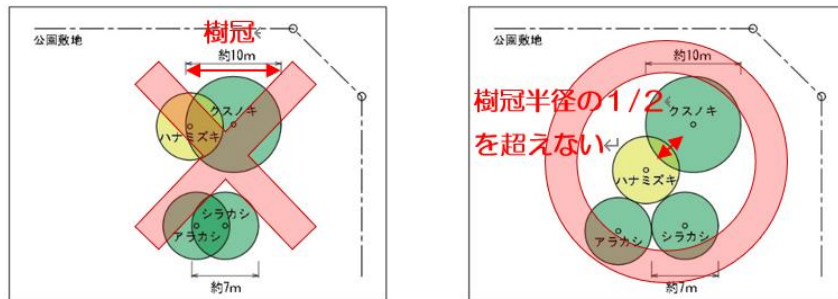
図 街路樹の更新樹木選定の判断基準イメージ

【公園樹】

公園樹は道路に比べ空間的にも制約が少なく、樹木を大きく育成することができることから、基本的には自然樹形に近い樹形で育成し、老木化などにより健全性が低下した段階で更新を図ります。公園の空間や周辺環境に対して、樹木が大きくなりすぎていたり、生長に伴い樹木同士が競合し、樹木を健全に大きく育てるための十分な植栽環境が確保できていない公園樹については、更新する際に、公園樹の生育空間に応じ、外周植栽の高木を道路及び民地境界から3.0m以上離して植栽したり、樹冠の重なりがそれぞれ樹冠半径の1/2を超えないようにするなど、配置の適正化を図ります。



図 公園樹の道路及び民地境界部の植栽配置イメージ



望ましくない配植間隔例

望ましい配植間隔例

図 公園樹の植栽密度イメージ

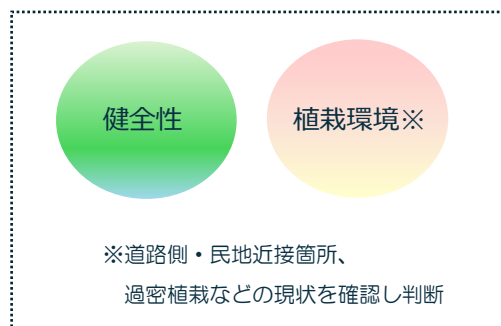


図 公園樹の更新樹木選定の判断基準イメージ

3) 実施時期

内容	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
点検		公園樹 ・樹木点検 ・診断	街路樹 ・樹木点検 ・診断		公園樹 ・樹木点検 ・診断	街路樹 ・樹木点検 ・診断		公園樹 ・樹木点検 ・診断	街路樹 ・樹木点検 ・診断	
剪定	→									
更新・ 配置の適正化	→									

6. 対策費用

計画期間内における対策費用は、街路樹が平均約 14 億円／年、公園樹が平均約 11 億円／年を見込んでいます。

なお、公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】（令和 7 年 3 月国土交通省都市局）にもあるとおり、街路樹・公園樹のような植物は、構造物を中心とした他のインフラ施設とは異なり、樹木の健全な育成を目的とした必要な管理を適切に行うことが、最も適切なコストでの管理につながります。

【用語集】

用語	説明
か行	
公共施設	本市が管理する庁舎や市民利用施設、学校、市営住宅等の市設建築物と、道路・港湾・地下鉄・水道・工業用水道・下水道等のいわゆるインフラ施設を含む。
さ行	
自然樹形	人為的な剪定などを行わず、樹種本来の枝葉の伸長により、形作られた、樹木の外形。
樹勢	樹木の生育状態のこと。樹木が全体的に活力旺盛であるかを判断する指標の一つであり、葉の付き具合や枝の伸び具合などの外観から判断されます。
樹木の更新	生育不良で健全度が低下している樹木や、道路空間や周辺環境に対して大木化し目標樹形や樹高を維持することが困難となった樹木などについて、撤去・植え替えを行うものです。
た行	
長寿命化	適切な維持管理を行うことにより、施設のサービス水準を確保しつつ、施設の延命化を図ること。
ま行	
目標樹形・樹高	植栽環境（電線類の有無、高所作業車による維持管理等）を踏まえたうえで設定する、将来めざす樹木の大きさのこと。
ら行	
緑陰	狭義には、樹木が日光を遮ることによりできる影をさしますが、広義には、樹木の枝葉が天蓋のように上空を覆うことで、寒暖や乾湿などの変化が緩和された快適な空間のことをさします。